埼労発基１２１６第３号
令和２年１２月１６日

各団体の長　殿

埼玉労働局長

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「新型コロナウルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）に基づき、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業・構成組織等に周知等をお願いしてきたところです。

全国の直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増し、過去最多の水準となっており、このままの状況が続けば医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じるおそれがあります。

職場における感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策分科会が11月９日に取りまとめた緊急提言において、「業種別ガイドラインの策定が現場でも進んできたが、引き続き、クラスターが発生している」旨の指摘がなされ、一層の対策強化として、「店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践」が求められています。

このような状況を踏まえ、厚生労働者では「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加するなどの改訂を行うとともに、下記のとおり、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を取りまとめましたので、傘下団体・企業・構成組織等に対し、改めて周知をお願いします。

また、感染が急速に拡大している地域では、人の往来や接触機会を減らすことが求められており、テレワークなどの在宅勤務の取組についてこの機会に改めて周知していただくとともに、感染リスクが高まる「５つの場面」や感染拡大を予防する新しい生活様式の周知についても引き続き御協力いただきますようお願いします。